『大乗院寺社雑事記』の遊紙の錯簡について

末 柄 豊

「大乗院寺社雑事記紙背文書」○国立公文書館所廠(古三五-五二四イ-二三二) にあたるものが見当たらず、誰のいつの書状なのか、にわかには判然としない。ある。書状の本紙(第一紙)なのだが、同じ冊の紙背文書のうちに裏紙(第二紙)をのぎに掲げる書状(後闕)は、『大乗院寺社雑事記』延徳三年(一四九二)春記のつぎに掲げる書状(後闕)は、『大乗院寺社雑事記』延徳三年(一四九二)春記のつぎに掲げる書状(後闕)は、『大乗院寺社雑事記』延徳三年(一四九二)春記の

の事可申なとゝいふ事候、対公方へ緩怠之儀とハみえす候、内心ハ細川下国一定候、為物詣とて候、公方様へも、下の前ニ以祗候御暇(愛思)

誰も不存知候と申分候、

候、細川右馬頭宿所をなとゝ申儀も候、已作事なとも候由申候、何も』(wēl)(wēl)のまりのであるといふ事も御座候歟、其ハ非京中候程、不可然由にて東山伊勢守所なとへといふ事も御座候歟、其ハ非京中候程、不可然由にてへ共、昨夕京辺之儀申候分ハ、あまた所を被定申候へとも、無御一定候歟、昨日者預尊書候、畏存候、随而両御所様御在所事御尋候、分明之儀不存知候

二月ごろの文書である可能性が高いと考えられる。 は同三年正月の文書によって占められている。とすれば、右の文書は同二年十での日次の部分の紙背文書は、前年の延徳二年十二月の文書であり、以後の分この冊全体をみわたすと、わずかな例外はあるものの、正月から二月中旬ま

だろう。細川(政元)の下国は決定しました。物詣のためだということです。公すると、まず注目されるのが追而書である。語釈を施せば以下のようになる

きます、と。ろにするようには見えません。(とはいえ、)内心は誰にも分からないとの声を聞方にするようには見えません。(とはいえ、)内心は誰にも分からないとの声を聞方様にも、下国前には祗候してお暇を申し入れるようです。公方様をないがし

の下旬の状況を述べたものと考えることはできない。 しまさそうである。ところが、書状の本文に目を転じてみると、延徳二年十一月 大は見事に符合し、政元が義視・義材父子に対面する直前に書かれたものとみ とは見事に符合し、政元が義視・義材父子に対面する直前に書かれたものとみ とは見事に符合し、政元が義視・義材父子に対面する直前に書かれたものとみ とは見事に符合し、政元が義視・義材父子に対面する直前に書かれたものとみ はたして、延徳二年十二月三日、細川政元は分国摂津に下っている。そのうえ、

書状本文の語釈を示そう。昨日はお手紙をいただき、ありがとうございましわれているとも聞きました。いずれも(以下闕) おがなされましたが、御決定には至っていないようです。東山の伊勢守(貞宗) おがなされましたが、御決定には至っていないようです。東山の伊勢守(貞宗) かれているとも関きました。昨日はお手紙をいただき、ありがとうございましわれているとも聞きました。いずれも(以下闕)

られる「両御所」といえば、義視・義材父子の他には考えられない。義視は延京都における居所が問題となり、伊勢貞宗邸や細川政国邸がその候補にあげ

に散見しはじめ、 徳三年正月七日に病歿するが、 月を少なからず遡る時期のものだと考えざるを得ないわけである。 十一月下旬に居所の移動が話題になるはずがない。すなわち、この書状は 同月下旬以降は重篤といってよい状況が続いている。 同二年十一月十日前後に病状の本格化が史料上 したが

門跡・ 続け、 ろが、 鈎の陣中に没したことで、 う所縁にもとづくものであったと考えられる。 同寺と実質的に一体化していた曇華院の院主が義視の息女(義政の猶子)だとい である。 とともに美濃に下り、 そもそも、 長享三年(一四八九)三月二十六日、 一年八箇月後に義視が歿したのも同所であった。 通玄寺に仮寓することなった。ここに居所を定めたのは、 父子は、 義視・義材父子は、 早くも四月八日には大津まで上り、 土 岐成頼のもとで十年以上の歳月を過ごしていた。 日野富子の推輓をうけた義材が継嗣に定められたの 文明九年(一四七七)の応仁・文明の乱 九代将軍足利義熙 父子はそのまま通玄寺に仮寓し 同十四日には入京して尼 (前名義尚) 同寺の塔頭で、 が近江 この終息 とこ

問題が生じていたはずだからである。 に居住し、 旬以後の数箇月間のことであろう。この時期には、 をうけて義材が家督を継承し、 を出て他所に移る可能性が高かったのは、 京した長享三年四月から義視の病状が本格化する延徳二年十一月以前のおよそ 年半の間のものであったことが確実だといえる。その期間内で父子が通玄寺 以上のような義視・義材父子の動向をたどってみると、この書状は、 義政未亡人である御台日野富子をどのように遇するのか、 後見にあたる義視が幕政を摂るに至った正月中 延徳二年正月七日の足利義政の死歿 幕府の主として自らがどこ といった 父子の入

が目についた。 そこで、 当該期間の『大乗院寺社雑事記』を繰ってみると、 以下のような記事

二年(延徳二年) 寺社雑事記「名尋尊」 ○国立公文書館所蔵(古二○-三六○イ-一一)十一冊

七月、

雑 説 鎌倉殿知 御上使僧上洛 被仰細川子細在之云々、(竣元) 何 事哉、 細川 去月下

> 旬 以外所労本複之由 間之、 又可在 国支度云

十二日、

細川 可在国云々、 是隠居用、 家徳下野守息之由申之云[暦](細川政春) 々、 如 此 雑説多之、

应

材を廃して擁立したのは、 め分国に下るとの風聞が流れたわけである。 政元は、家督を一族細川政春の子息(当時七歳、 改名)であり、十分に根拠のある情報だったと思われる。 政知との連携が囁かれているが、三年後の明応! 細川政元の周辺に不穏な空気の漂っていたことがわかる。 政の死からわずか一箇月しか経っていないが、義視・義材父子を歓迎しない 一、自西室僧正方音信、(公恵) 政知の子香厳院清晃(還俗して義遐、 細川可物詣旨必定、 公方御在所色々沙汰不一定 のちの高国) 一年 (一四九三) かかる状況のなかで、 政元と堀越公方足利 に譲って隠退するた 四月、 のち義高・義澄と 政元が義 云々、

さしく、 公恵の書状であった可能性は頗る高い。 この情報をもたらしたのは公恵の書信だったのだから、 在所は種々の説があって決定をみていないとの報が入ったというのである。 子、 そして、 実父は飛鳥井雅世) 東大寺の院家西室の院主で、 冒頭に掲げた書状の内容と一致していると言わざるを得ない。 最も注意したいのが、二月十四日条の記事である。 から書信があり、 同寺別当の任にあった公恵 政元が物詣に出ることは必定で、 さきの書状こそがその (正親町三条実雅猶 当時在京して 尋尊に 公方の ま

状を探してみると、 条とを載せる第七十一丁の裏につぎのような一 そこで、『大乗院寺社雑事記』の紙背文書のなかから二月十四日付西室公恵書 延徳二年春記の末尾近く、 三月二十七日条後半と二十八 紙を見出すことができた。

[寺社雑事記 披 **災露候、** 定ハみえす候由申候 、其時分蒙仰可致了簡、 先途者望候由申候、 恐々 大僧正記紙背文書〕 謹 簡 寺家よりハ未返答候、 候、 昨日於此事御尋候間申入候、 ○国立公文書館所蔵(古二○-三六○イ-一一)十一冊七十三紙裏 不可有如在候、 事々重而可申入候由、 可為如何候哉、 就中法花会執行之 万 可有御 執行候

二月十四日 公恵

(切封ウハ書) 人 々 街 中

乗院殿まいる人々御中

公恵」

に掲げた一紙こそがこの裏紙に対応する本紙であることがわかってくる。紙)にあたるものは見あたらない。そのうえで、筆跡や内容を確認すれば、冒頭裏紙(第二紙)であったことは明らかである。そして、同冊のうちに本紙(第一とんどなので、これも延徳二年のものだとみられる。そして、最奥にウハ書があとのどなので、これも延徳二年のものだとみられる。そして、最奥にウハ書があとんどなので、これも延徳二年のものだとみられる。そして、最奥にウハ書があとんどなので、これも延徳二年の前後の紙背文書は、延徳元年十二月から同二年二月にかけての文書がほこの前後の紙背文書は、延徳元年十二月から同二年二月にかけての文書がほ

念のため、この裏紙にも語釈を加えておこう。(いずれも)決定には至っていたく存じます。恐々謹言。

室公恵書状も残されていた。春記の第六十六丁および第六十七丁の裏には、その前日である二月十三日付西本記の第六十六丁および第六十七丁の裏には、その前日である二月十三日付西内容的にさきの本紙に接続することは、明らかだといえよう。また、延徳二年

返々御書畏入候、只今聊取乱事候て、不能一二候

就中法花会執行之事、 まてハ、是非之御沙汰も御座候ハぬなとゝ申候、 尊札先以恐悦候、 ハ東山殿慈照院殿御作善侯、(足利義政) 其時可蒙仰候、 其後不申入候、 今ハ被仰出候共、 全分』無其沙汰候、けにく、敷事候者、 其以後ハ御所も可定分候つ、 積鬱無極候、 不可有其覚語あるましく候、(術) [悟] 京都儀無殊之事候、 自然存知之儀候者可申候 但 其御寺へも可 一両日以前 来廿四日 重而可

申入之由、可有御披露候、恐々謹言

「卸服」 (切封ウハ書) 二月十三日

公恵

十四日付と同様に東大寺法花会のことが話題になっているが、これは『大乗十四日付と同様に東大寺法花会のことが話題になっているが、これは『大乗中世 付と同様に東大寺法花会のことが話題になっているが、これは『大乗中世 付と同様に東大寺法花会のことが知られる。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのであることが知られる。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのであることが知らする。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのである。とに答案を表示しており、十四日の書状の書き出しに「昨日者預尊書候、」とあることが知らする。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのである。する。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのである。する。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのである。する。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのである。する。公恵が報じた京都の状勢は、まさしく最新の情報だったのである。

て、 紙に用いられ、本紙はさらに九箇月以上経ってから日記の料紙に用いられたと わざるを得ないように思える。 であって、二次利用面に墨付がないので、錯簡のあったことの認定は困難だとい いうことになる。この二次利用のあり方は、 紙 第七十一丁の紙背文書として存在していたことが明らかになった。すると、二 (延徳二年) 二月十四日付西室公恵書状の本紙であり、 ここまでの検討から、『大乗院寺社雑事記』延徳三年春記第二丁の紙背文書は 一通の書状について、 錯簡の可能性を想起することができる。 裏紙は受取ってから一箇月半後に破棄されて日記 ただし、 不自然の感が否めない。 延徳三年春記第二丁は遊紙 その裏紙は延徳二年春記 したがっ

不審を覚えるところであろう。付だと思われるが、表紙の次なのに「七十一」とあるのは、一見するだけでも小書された「七十一」の文字である。これは、後世(江戸時代)に加えられた丁在している。それは、綴代のうちとなる二次利用面の左端中央よりやや上方にところが、この遊紙には、本来延徳二年春記のうちにあったことの証跡が存

られているうえ、丁付は「六十」で終わっているので(ただし、「六十」と記さそして、延徳三年春記の他の丁の場合、左端中央よりやや下方に丁付が加え

で同一冊のうちにあったことがわかる。

後附との間に置かれた余紙であったためだと理解することができる。後附との間に置かれた余紙であったのは、「七十一」に墨付がなかったのは、日次とと記された丁には『大乗院寺社雑事記』に特有の冊尾における雑記(後附と称さと記された丁には『大乗院寺社雑事記』に特有の冊尾における雑記(後附と称さ三月二十七日条後半と二十八日条が、「七十」と記された丁(第七十二丁)には、ここで、二次利用面に注目すると、「六十九」と記された丁(第七十一丁)には

るわけである。
においても、紙背文書の公開はきわめて大きな意味を有するものであるといえ乗効果を有するものであり、それ自体厖大な分量を有する『大乗院寺社雑事記』も再確認することができた。つまり、日記と紙背文書とは、その理解に関して相また、今回の検討を通じて、紙背文書と尋尊の日記記述との相関関係の高さ

즲

- (1) 本稿においては、大乗院尋尊の日記の総称として『大乗院寺社雑事記』を用い、適の配列を前提としながら、後補にかかる表紙や遊紙を除き、丁次として認定したものの配列を前提としながら、後補にかかる表紙や遊紙を除き、丁次として認定したものの配列を前提としながら、後補にかかる表紙や遊紙を除き、丁次とした打数は、現出の配列を前提としながら、後補にかかる表紙や遊紙を除き、丁次として認定した。引用で、共紙原表紙を第一丁として数えてある。
- 九九七年)。(2) 木藤久代「『大乗院寺社雑事記』紙背文書内容細目(五)」(『北の丸』二九号、一(2) 木藤久代「『大乗院寺社雑事記』紙背文書内容細目(五)」(『北の丸』二九号、一
- 四日条も参照。 二年十一月二十八日条。『大乗院日記目録』同年十二月六日条、『政覚大僧正記』同月(3) 『雅久宿禰記』(宮内庁書陵部所蔵、東京大学史料編纂所架蔵写真帳による) 延徳
- (4) 『三会定一記』四、享徳元年条
- (5) 『大乗院寺社雑事記』文明九年十二月十三日条
- (6) 『大乗院寺社雑事記』延徳三年春記は、現在、原表紙(第一丁)、遊紙(第二丁)、近紙(第二丁)、近級三年を、丁付「世六」を欠くが、その前後において本文の欠落が認められないので、おそすれば、ここには尋尊自身の採取にかかる同冊の目録が存在していたと思われる。ますれば、ここには尋尊自身の採取にかかる同冊の目録が存在していたと思われる。第二丁正月一日第一紙(第三丁)以下日次が続くが、第三丁の丁付は「四」とある。第二丁に、「大乗院寺社雑事記」延徳三年春記は、現在、原表紙(第一丁)、遊紙(第二丁)、
- 関僧侶の没落の記録―』〔そしえて、一九八三年〕附録)。(7) 鈴木良一「寺社雑事記第百七十九の錯簡と復原」(同『大乗院寺社雑事記―ある門